

GL-002:2021

訪問理美容サービス提供事業者に 対するガイドライン

2021年2月26日発行

全国訪問理美容協議会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	4
2. 引用規格	4
3. 用語及び定義	4
4. 訪問理美容サービス提供事業者の基本要件及び運営管理全般に関する要求事項	5
4.1 訪問理美容サービス提供事業者の基本要件	5
4.2 利用者に対する情報提供	6
4.3 訪問理美容サービスの実施体制及び運営管理方法の明確化	6
4.4 仲介者との取り決め	7
4.5 感染症に対するリスク管理	7
5. 訪問理美容サービス提供技術者の力量及び教育・訓練	7
5.1 訪問理美容サービス提供技術者の力量	7
5.2 教育・訓練	8
附属書A（規定）感染症に対するリスク管理	9
附属書B（参考）訪問理美容サービス提供技術者を養成する研修機関の運営及び提供する研修の要件	11
附属書C（参考）訪問理美容サービスに関する関連法令、ガイドライン、通達等	15

まえがき

全国訪問理美容協議会では、利用者・仲介者にとって適切な訪問理美容サービス事業者の合理的な選択を促し、利用者のQOLの向上に寄与し、生きがいに満ちた社会の構築を実現すべく、訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドラインを令和2年2月28日付で発行した。このガイドラインは、令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）の補助事業の一つとして、平成31年4月12日に経済産業省から発表された「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づき作成された。具体的には、全国訪問理美容協議会の代表団体・株式会社ミライプロジェクトが組織した、訪問理美容サービスガイドライン作成委員会において、訪問理美容サービス提供事業者の基本的要件及び訪問理美容サービスの提供に関する要求事項の作成、検討及び確認を行い、全国訪問理美容協議会が発行したものである。

近年はヘアカット、カラーなどの理美容メニューだけではなく、施設又は自宅に訪問し、ネイルサービス、ハンドトリートメント、フットトリートメント、セラピーメイクなどの高齢者への美容サービスを提供する事業者が急増しており、訪問理美容メニューは、多様なメニューとの組み合わせにより利用されている実態がある。こうした美容サービスは、ADL又はQOLの維持・向上に重要な役割を果たすことが期待される一方、理容師法・美容師法及び国家資格である理容師・美容師以外には、国家レベルにおいて事業者の遵守事項、技術者の力量基準を定めたものが存在しないため、基本的には事業者それぞれの基準により事業運営・サービス提供がなされているという現状がある。

このため、令和2年度のヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（業界自主ガイドライン等策定支援）の補助事業においては、利用実態を考慮し、訪問理美容サービスの定義を理美容メニュー以外のメニューを含んだ概念へと範囲を拡大するとともに、そこに含まれるメニュー（理容、美容、トリートメント、ネイル及びセラピーメイク）を提供する事業者の基本的要件及びサービスの提供に関する要求事項を検討し、令和2年2月28日付で発行したガイドラインを改定した。なお、本年度は、対面での訪問サービス提供・利用に多大なる影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症等の感染症に対するリスク管理の規定を追加し、訪問理美容サービス提供事業者にとって、消費者にむけた安心・安全なサービス提供、サービス品質の確保に活用できるガイドラインとすることを意図して改訂作業を行った。

全国訪問理美容協議会では、適切なガイドラインを維持するため、これらの内容については、新しい項目の追加など、今後も必要に応じた見直しを継続的に行う。見直しの結果によって、改正又は廃止することがある。

訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン

1. 適用範囲

このガイドラインは、訪問理美容サービス提供事業者の基本的要件及び訪問理美容サービスの提供に関する要求事項を規定する。

また、訪問理美容サービスの利用を希望する生活者、また介護を必要とする者など理容所又は美容所でサービスを受けることができない生活者に対して、訪問理美容サービス提供事業者を仲介しようとする者が、訪問理美容サービス提供事業者を選択する基準として利用することが可能である。

2. 引用規格

このガイドラインには、引用規格はない。

3. 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

訪問理美容サービス

訪問して提供することが認められている理容師法における理容、美容師法における美容、及び体の一部分に対して行うトリートメント、ネイル、セラピーメイクをいう。

注釈 1 トリートメント、ネイル、セラピーメイクは、利用者の QOL 向上に寄与することを目的として実施されるものを指す。

注釈 2 トリートメントとは、利用者の手、腕又は顔に対して、オイル、クリームなどの化粧品又は医薬部外品を使用するものであって、機材を使用せず技術者の手のみで施術をすることをいう。

注釈 3 ネイルとは、爪を適切な方法で整え、ネイルカラーなどを使用し美化することをいう。

注釈 4 セラピーメイクとは、化粧品又は医薬部外品を使用して、色又は質感を考慮し的確に化粧を施すとともに、化粧がもたらす心理的影響を理解し、精神面のケアを目的とした化粧を施すことをいう。

注釈 5 訪問して提供することが認められているとは、理容所又は美容所に来ることができない者に対して、理容師法又は美容師法で訪問して提供することが認められていることを指す。

3.2

訪問理美容サービス提供事業者

訪問理美容サービスを提供する法人又は個人事業主。

注釈 1 シャンプー、カット、カラー及びパーマを含むヘアサービスは美容師、理容師の国家資格を保有しているものが実施し、それ以外の訪問理美容サービスはこれに限らない。

注釈 2 ヘアサービスとは、シャンプー、カット、カラー及びパーマのことを指す。

3.3

訪問理美容サービス提供技術者

訪問理美容師(3.4 参照)、及び、ヘアサービス以外の理美容サービスを提供するネイリスト、ケアビューティストなどの訪問理美容サービスを提供する技術者全般。

3.4

訪問理美容師

美容師、理容師の国家資格を保有し、主に、理容所又は美容所に来ることができない者に対して、理容所又は美容所と同メニューのサービスを提供する者。

3.5

管理美容師

美容師が常時2名以上いる美容所を衛生的に管理する美容師。

3.6

利用者

訪問理美容サービス提供事業者から訪問理美容サービスを受ける者。

3.7

仲介者

訪問理美容サービス提供事業者と訪問理美容サービスの利用を希望する利用者との間に介在し、訪問理美容サービスの利用についての情報提供、斡旋又は契約成立の支援をする者

注釈 例えは、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホームなどの高齢者向け住まい・施設を提供する事業者、居宅介護サービスを提供する事業者、自治体の他、訪問理美容サービスについて情報提供を行う者を広く含む。

4. 訪問理美容サービス提供事業者の基本要件及び運営管理全般に関する要求事項

この箇条では、訪問理美容サービス提供事業者の基本要件及び運営管理全般に関する要求事項について規定する。なお、サービス提供技術者に求められる力量、事業者の教育・訓練に関する要求事項については、**箇条5**に規定する。

4.1 訪問理美容サービス提供事業者の基本要件

訪問理美容サービス提供事業者は、事業者の基本要件として次の事項を満たさなければならない。

- a) 関係法令などを遵守して事業運営を行うこと

注記 遵守すべき事項には、美容師法、理容師法、これらに業法に関連する規制等、薬機法、医師法、景表法などが含まれる。

- b) 損害賠償保険に加入すること
- c) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- d) 反社会的勢力及び団体と関係がないこと
- e) 守秘義務を遵守すること

4.2 利用者に対する情報提供

訪問理美容サービス提供事業者は、訪問理美容サービスに関する情報として、少なくとも次の a) 及び b) の情報を、利用者に対して提供できるようにしなければならない。

a) 契約前の利用者にとっても閲覧可能な状態にしておく情報

- 事業者の基本情報（所在地、連絡先、営業時間など）
- 訪問可能地域
- 価格及び施術内容
- サービス提供を見合わせる場合、又は提供を中止する場合

例 1 技術的に対応できない場合、訪問先での技術者の安全性が確保できない場合などが想定される。

- 苦情受付の方法及び連絡先
- 決済方法
- 申込手続き及びキャンセルポリシー

b) 利用者から問い合わせあった場合に、いつでも説明できるように準備しておく情報

- 担当する技術者の氏名及び訪問理美容サービスの提供実績
- 使用する機材・用具・商材
- サービス提供プロセス

例 2 訪問理美容サービス提供技術者の到着、予約者の体調、予約変更の確認、機材・備品・商材のセッティング、施術、清掃 [使用場所の清掃、ゴミや髪の毛の処理方法（施設で破棄）など]、実施報告などの一連の流れを指す。

4.3 訪問理美容サービスの実施体制及び運営管理方法の明確化

訪問理美容サービス提供事業者は、少なくとも次に示す訪問理美容サービスの実施体制を確立し、運営管理方法を明確しなければならない。

a) 実施体制に関する事項

- 力量を有する技術者の配置（5.1.1 参照）
- 運営管理責任者の配置
- ヘアサービスを行う場合は、管理美容師の配置（法人の場合に限る）
- 苦情対応窓口の設置及び対応責任者の配置
- 個人情報の管理責任者の配置

b) 運営管理方法に関する事項

- 使用する機材・用具・商材の管理方法
- 苦情受付及び対応方法
- 緊急事態への対応方法
- 訪問理美容サービスに対する補償範囲及び補償方法（損害賠償保険の補償内容など）
- サービス提供前及び／又はサービス提供中に知り得た個人情報（利用者の施術記録、カルテなど）に関する取扱い方法

例 1 個人情報を許可なく撮影し SNS などに無断で掲載しない。

例 2 個人情報を業務以外の目的で使用しない。

例 3 個人情報に関する文書は複写複製してはならず、使用後は破棄しなければならない。

- 利用者の声を収集し、継続的にサービス改善する方法
- スタッフの教育・訓練の方法(5.2 参照)
- (個人事業者でない場合は)技術者への業務指示の方法及び実施報告の提出方法

4.4 仲介者との取り決め

訪問理美容サービス提供事業者は、仲介者が希望する場合は、4.1～4.3 の情報について情報提供を行い、書面にて契約を締結しなければならない。

4.5 感染症に対するリスク管理

訪問理美容サービス提供事業者は、利用者及び技術者の感染症に対するリスク管理として、少なくとも**附属書 A**に規定された取組みを実施しなければならない。

5. 訪問理美容サービス提供技術者の力量及び教育・訓練

5.1 訪問理美容サービス提供技術者の力量

5.1.1 訪問理美容サービス提供要員の決定

訪問理美容サービス提供事業者は、5.1.2 及び／又は 5.1.3 に示す力量をもつことを勘案し、訪問理美容サービスを提供する要員を決定しなければならない。

5.1.2 訪問理美容サービス提供技術者の力量要求事項

訪問理美容サービス提供技術者は、少なくとも次の力量をもたなければならぬ。

a) 施術に関する力量

- 施術場所において、美容用品、機材を安全に設置し、利用者に対して訪問理美容サービスを実施できること
- 一般的な椅子・車椅子で座位の状態での施術ができること

注記 1 トリートメントの力量については、次を満たさなければならない。

- 人体の皮膚の構造、メカニズム、化粧品の成分及び取り扱いなどを理解し、オイル、クリームなどの化粧品又は医薬部外品を使用し、手を使い施術ができること

注記 2 ネイルの力量については、次を満たさなければならない。

- 人体の皮膚の構造、メカニズム、化粧品の成分及び取り扱いなどを理解し、爪を適切な方法で整え、美化すること

注記 3 セラピーメイクの力量については、次を満たさなければならない。

- 人体の皮膚の構造、メカニズム、化粧品の成分及び取り扱いなどを理解し、化粧品又は医薬部外品を使用して、色又は質感を考慮し的確に化粧を施すことができるこ

- 化粧がもたらす心理的影響を理解し、精神面のケアを目的とした化粧を施すことができる（「化粧がもたらす心理的影響を理解している」とは、例えば化粧心理学に関する知識を有することなどが該当する。）
- b) 介護に関する力量
 - 高齢者のこころとからだ（例えば、老化による耳が聴こえづらい利用者、長時間の座位がたもてない利用者がいること、皮膚の特徴など）の理解があること

5.1.3 訪問理美容サービス提供技術者の力量推奨事項

訪問理美容サービス提供技術者は、**5.1.2** の力量に加えて、次の力量をもつことが望ましい。

- a) 施術に関する力量
 - 身体的な障害があり、リクライニングチェア又はベッドに寝たきりの高齢者に対しての訪問理美容サービスの提供ができること
 - 障害の有無にかかわらず、適切なコミュニケーションによって利用者から施術承諾を得て、利用者の反応を見ながら訪問理美容サービスの提供ができること
 - b) 介護に関する力量
 - 介護職員初任者研修修了相当の知識・技能をもち、適切なコミュニケーションがとれること
 - c) その他の力量
 - 施設側との契約、請求のやりとりなど、ビジネスとして訪問理美容サービスの提供が可能であること
- 注記** 訪問理美容サービス提供技術者の力量推奨事項を養成する研修の要件については、**附属書B.1** 参照。

5.2 教育・訓練

訪問理美容サービス提供事業者は、**5.1** に示す訪問サービス提供技術者の力量を確保・維持するための教育・訓練を継続的に実施しなければならない。

この教育・訓練には、少なくとも次の事項を含めなければならない。

- a) 訪問理美容サービス提供時の安全・安心を確保するための事項
- b) 訪問理美容サービス提供時の接遇に関する事項
- c) 個人情報の取扱に関する事項
- d) 苦情、要望などの取扱いに関する事項
- e) 訪問理美容サービス提供中の不測の事態（事故、予期せぬ出来事の発生など）における訪問理美容師の行動基準

注記 訪問理美容サービス提供技術者を養成する研修機関の運営要件については、**附属書B.2** 参照。

附属書 A

(規定)

感染症に対するリスク管理

本附属書では、訪問理美容サービス提供事業者が、利用者及び技術者の感染症に対するリスク管理の取組として、最低限実施すべき活動を規定する。なお、本附属書の規定内容は、感染症の拡大、また収束状況により更新する場合がある。

A.1 技術者に対する衛生管理の教育及び指導

訪問理美容サービス事業者は、従事する技術者に対して、衛生管理の教育を行い、技術者が日々の体調管理を行うよう指導しなければならない。

技術者に必要な体調管理には、少なくとも次の内容を含めなければならない。

- 外出時のマスクの着用
- 手指消毒、手洗い、うがいの実行
- ゾーシャルディスタンスの確保
- 発熱症状が4日以上続く場合の訪問理美容事業者への報告

注記 技術者は、上記以外の体調管理として、以下の活動に取り組むことが望ましい。

- 自身の行動歴、日々の体温・体調を記録すること
- 公共交通機関利用時に鼻、口、目などを触る行為、マスクなしでの大人数の会食など、感染リスクの高い行動を控えること

A.2 訪問理美容サービス提供時の感染症対策

訪問理美容サービス事業者は、技術者が利用者に対して訪問理美容サービスを提供する場合には、次の事項を確実に行うよう、指導しなければならない。

- 訪問施設等の感染症対策の遵守
- 手指消毒用アルコールを携帯し、提供前に手指消毒を行うこと

注記 1 アレルギー等でアルコールが使用できない場合、塩化ベンザルコニウム等で代用する。

- 消毒済みの道具、又は使い捨ての道具の使用
- 訪問後の手洗い、うがいの実行
- 施術時のマスクの着用
- 少なくとも1時間に1回、10分以上の換気の実施
- 利用者の咳、くしゃみなど飛沫の発生を認識した場合の換気の実施
- 利用者の咳、くしゃみなどが顔に飛沫した場合のマスクの交換
- 施術に使用した椅子、テーブル等のアルコール消毒

注記2 技術者は、上記以外にも、以下の活動に取り組むことが望ましい。

- 持ち込む荷物を床置きしないこと、又はビニールシート等の上に置くこと
- フェイスシールド、ゴム又はラテックス製の手袋の着用
- ラテックス製の手袋着用時の手指消毒
- 気密性の高い不織布のマスク、サージカルマスクなどの着用
- 施術時に発生したゴミは、ポリ袋に入れて密閉して持ち帰ること

A.3 感染リスクが生じた場合の対応

訪問理美容サービス提供事業者又は技術者が、法令により就業制限対象となる感染症に罹患したことが判明した場合、又は罹患している可能性が生じた場合、訪問先の施設等へただちに報告し、サービス提供を中止又は見送る対応をとらなければならない。

法令により就業制限対象となる感染症に罹患したことが判明した場合は、訪問理美容サービス提供事業者は、サービス提供の再開の判断は、医師や保健所の指示、指導のもとに行わなければならない。

注記 法令により就業制限対象となる感染症には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)により指定されている感染症のほか、政令により指定感染症とされた場合に、就業制限対象となった感染症を含む。なお、感染症法の一部改正(令和3年2月13日施行)により、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症は、感染症法において就業制限対象となる感染症の区分、新型インフルエンザ等感染症に含まれている。

A.4 サービス提供を見合わせる、又は中止する条件

訪問理美容サービス提供事業者は、以下の場合は、サービス提供を見合わせるか、又は中止をしなければならない。

- 訪問先施設等にて法令により就業制限対象となる感染症が発生した場合、及び利用者が感染又は感染した可能性がある場合
- 技術者に次の症状、又は状況が認められる場合
 - ・37.5度以上の熱がある場合
ただし、平熱の定義は個人により異なるため、平熱+0.5度以上がある場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている場合、又は4日以上、解熱剤などの服用を続けなければならない場合
 - ・濃厚接触者となり、PCR検査の結果待ちの場合

附属書 B

(参考)

訪問理美容サービス提供技術者を養成する研修機関の運営及び提供する研修の要件

B.1 研修機関の運営要件

訪問理美容サービス提供技術者を養成する研修機関は、事業者の運営要件として次の事項を満たさなければならない。

a)組織として次を満たすこと

- － 重大な関係法令違反がないこと
- － 反社会的勢力及び団体と関係がないこと
- － 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- － 養成研修を継続的に運営することが可能な財務状況であること

b)運営体制について次を満たすこと

- － 運営責任者、事務担当者、経理担当者、講師などの役割及び責任が明確化されていること
- － 必要な施設及び設備を持つこと
- － 必要な講師を確保できること
- － 受講契約の際に重要事項を説明し、合意の記録を書面で保管できること
- － プライバシー保護を行う仕組みをもつこと
- － 苦情及び相談窓口を設定していること
- － 受講者の出席状況、評価結果について正確に記録できること

c)実施する養成研修について、次の事項を定め、受講希望者が申込前に確認できるようにすること

- － 研修の目的
- － 研修の名称
- － 受講対象者
- － 受講手続
- － 受講料
- － 実施場所
- － 研修期間
- － 研修カリキュラム
- － 教育方法(講義、実習、通信など)
- － 使用する教材
- － 担当講師氏名
- － 修了要件、評価方法

B.2 研修の要件

B.2.1 研修の実施主体

研修は、**A.1** の運営要件を満たす機関が実施主体として行わなければならない。

B.2.2 研修受講対象者

訪問理美容サービス提供技術者の受講対象者は、訪問理美容サービスを業務に従事しようとする者である、なお訪問理美容師は理容師又は美容師の資格を保持している者とする。

B.2.3 養成研修の科目、到達目標及び時間数

訪問理美容サービス提供技術者を養成する研修機関は、研修を受講した技術者が、**5.1.3** に規定する訪問理美容サービス提供技術者の力量を身につけ、訪問理美容サービスを提供できるように、表一、表二に示す養成研修を行わなければならない。

- 表二の科目 A、B、C、D は専攻科目となる。
- 表二の科目 A は訪問理美容師を育成する科目のため、理容師、美容師資格保有者が対象となる。
- 表一の科目 1~6 は、介護職員初任者研修相当の資格を保有の際は免除となる。

表一 訪問理美容サービス提供技術者養成研修共有科目、到達目標及び必要時間数

科目	主題	到達目標	必要時間数
1	介護の基本、職務の理解尊厳の保持及び自立支援、介護・福祉サービスの理解及び医療との連携	高齢者の人権及び尊厳、地域包括ケアの重要性及び他職種連携、介護保険制度について理解する。	15 時間
2	介護におけるコミュニケーション技術	コミュニケーションの意義、目的を理解し、様々な障害のある高齢者とのコミュニケーションが実践できる。	6 時間
3	老化・障害・認知症の理解、こころとからだの理解	老化や障害によるこころとからだの変化及び状態、認知症高齢者の行動及び心理症状、高齢者の心理、身体の状況を理解する。	18 時間
4	生活支援及び住環境整備、整容、食事・入浴・清潔保持、排泄、睡眠に関連したこころとからだのしくみ及び自立に向けた介護、ターミナルケア	高齢者が過ごしやすい住環境の理解、食事・入浴・排泄介助、整容の意義・目的を理解する。また、終末期の介護のあり方を理解する。	32 時間
5	移動に関連したこころとからだのしくみ及び自立に向けた介護	ボディメカニクス及び車椅子、歩行介助の方法を理解する。	9 時間
6	生活支援技術演習、振り返り	介護課程の意義目的を理解する。	15 時間
7	感染症対策	感染症の種類と対策について理解する。	2 時間
8	訪問理美容概論	訪問理美容に関する関連法規及び制度の理解、施術、訪問の際の留意点、機材及び用具を持ち込んでの施術の流れを理解する。	18 時間
9	ビジネス概論	施設への提案及び契約、保険、ビジネスマナーを理解する。	6 時間

10	カウンセリング	施設、家族、本人とのコミュニケーション方法及び、カウンセリング手法を習得する。	3 時間
11	現場実習	講師立ち合いの下で、実際の高齢者施設においてセッティング、カウンセリング、施術を実践する。	12 時間

表二 訪問理美容サービス提供技術者養成研修 選択科目、到達目標及び必要時間数

科目	主題	到達目標	必要時間数
A-1	車椅子での施術・移動式シャンプー台の使用方法	・座位での施術が実践できる。 ・移動式のシャンプー台を使用した施術の方法を習得する。	6 時間
A-2	ベッド上での施術	・ベッド上でのカット、シャンプーの方法を修得する。	6 時間
B-1	トリートメント基礎	・人体の皮膚の構造やメカニズムを理解する。 ・化粧品の成分や取扱などを理解し、オイルやクリームなどの化粧品や医薬部外品を理解する。 ・手を使ったハンドトリートメントとフェイシャルトリートメントの施術方法を習得する。	24 時間
B-2	トリートメント応用	・相手の個別性にあった方法で、安全に施術ができる。 ・施術内容を評価し、本人・家族・施設へ報告ができる。	48 時間
C-1	セラピーメイク基礎	・人体の皮膚の構造やメカニズムを理解する ・化粧品の成分や取扱などを理解する ・化粧品や医薬部外品を使用して、色や質感を考慮し的確に化粧を施す技術を習得する。 ・化粧心理学を理解し、メイクアップを通じて心を癒す精神的ケアが実践できる。	24 時間
C-2	セラピーメイク応用	・相手の個別性にあった方法で、安全に施術ができる。 ・施術内容を評価し、本人・家族・施設へ報告ができる。	48 時間
D-1	ケアネイル基礎	・人体の皮膚の構造やメカニズム、また化粧品の成分や取扱などを理解し、爪を適切な方法で整え、美化すること。	24 時間
D-2	ケアネイル応用	・相手の個別性にあった方法で、安全に施術ができる。 ・施術内容を評価し、本人・家族・施設へ報告ができる。	48 時間

B.2.4 実習施設

B.2.3 の養成研修において、科目 10 の現場実習は、必ず機材又は備品の設置、施術の対応ができる高齢者施設で行わなければならない。

B.2.5 講師要件

B.2.3 の養成研修において各科目の指導を行う講師の要件は、次による。

- a) 科目 1～科目 6 介護職員初任者研修で定められている講師要件と同等以上の基準の者
- b) 科目 7～科目 10、表二科目 訪問理美容サービス提供技術者として訪問理美容サービスを提供している者

B.2.6 受講者の評価方法及び修了要件

B.2.3 の養成研修において、科目 1～科目 6 については添削課題及び科目試験によって、科目 10 については、実技試験によって合否判断を行わなければならない。

附属書 C

(参考)

訪問理美容サービスに関する関連法令、ガイドライン、通達等

本附属書は、訪問理美容サービスに関する可能性のある法令等について、理解を深めるための参考情報为您提供する。なお、関連する法令等を網羅的に列挙しているものではない。

事業活動が法令等に抵触するか否か判断に迷う場合は、規制当局に照会することが望ましい。

C.1 法令

- ・厚生労働省「美容師法の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124874.html>
- ・厚生労働省「理容師法の概要」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124762.html>

C.2 要綱、要領、通達等

- ・厚生労働省「出張理容・美容に関する衛生管理要領について」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000123995.pdf>

C.3 その他、法令解釈等

- ・経済産業省「高齢者介護施設におけるフットケアサービスの実施に係る医師法の取り扱いが明確になりました~産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用~
<https://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171120002/20171120002.html>